ドローン等の飛行の注意点

① 飛行禁止区域

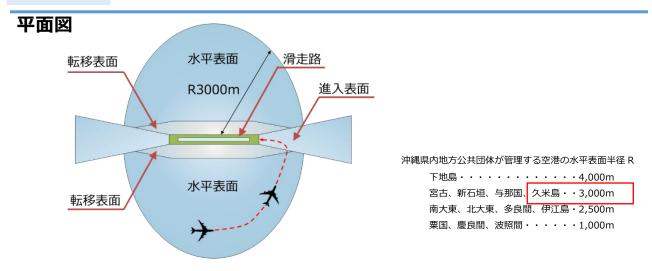
- 空港敷地内
- ・空港周囲概ね300mの地域

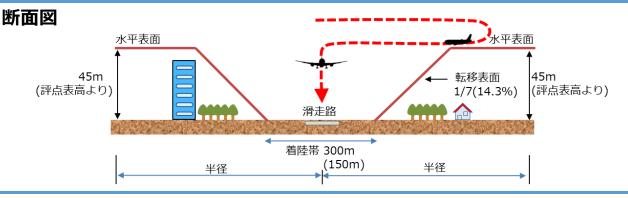
2飛行制限区域

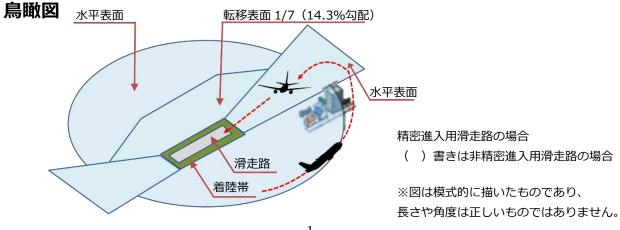
水平表面 空港から半径 3km は高さ 45mの飛行制限があります。 滑走路の延長線上に飛行制限があります 進入表面

水平表面

空港周辺での旋回飛行等低空飛行の安全を確保するために必要な表面

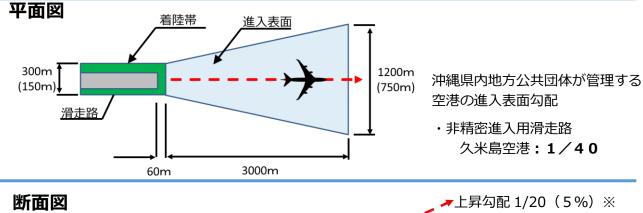


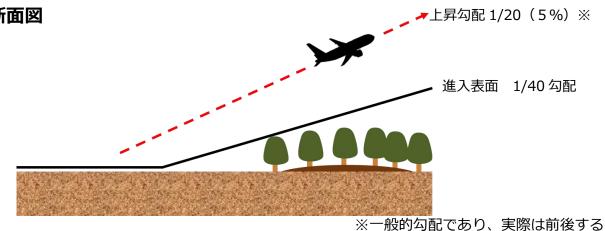




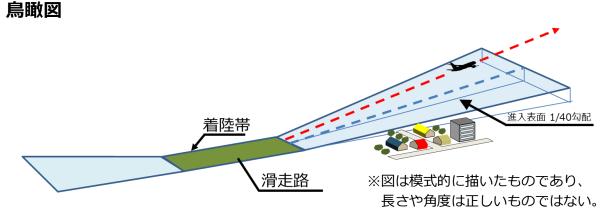
進入表面(離陸)

進入の最終段階及び離陸時における航空機の安全を確保する ために必要な表面





※一版的勾配であり、美際は削後する -----



③飛行可能な時間

ドローン等を水平表面 3km で飛ばす場合は、基本的には航空機の飛んでいない時間帯に実施してください。

④飛行計画書の提出と連絡

- 飛行予定の1週間前までに、管理事務所へ計画書を提出してください。
- 飛行当日は、開始と終了を管理事務所(098-985-2939)へ電話連絡して ください。

⑤飛行時の注意事項

★飛行の方法

ドローン等を飛行させる際には、下記の点について注意しましょう。③から⑧の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要ですので、所定の手続きを行ってください。



⑥下記の場合は、大阪航空局へ連絡

■水平表面の高さ制限(海抜 45m)を越えての飛行

大阪航空局 関西空港事務所 航空管制運行情報管(平日9時~17時)

TEL: 072-455-1330 FAX: 072-455-1329

Email:cab-kixjouhou@mlit.go.jp

⑦空港周辺以外でのドローン等の飛行について

・空港周辺以外でのドローン等の飛行については、商工観光課へ連絡。

連絡先: 久米島町役場 商工観光課 098-985-7131

・畳石、はての浜での飛行については、沖縄防衛局へ確認。

連絡先:沖縄防衛局 098-921-8131 (飛行予定 3 週間前までに連絡)

・宇江城城跡付近、その他自衛隊基地付近等を飛行する場合は、航空自衛隊 久米島分屯基地へ連絡。(令和3年12月30日より飛行禁止)

■関連法令及び条例等について

ドローン等は、下記2つの法律で規制されています。

- ・航空法(昭和27年法律第231号)
- ・重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する 法律(平成28年法律第9号)

■関連 HP リンク

〇国土交通省 HP

航空法関係



O警察庁関連 HP

小型無人機等飛行禁止法 の関係



久米島空港管理事務所